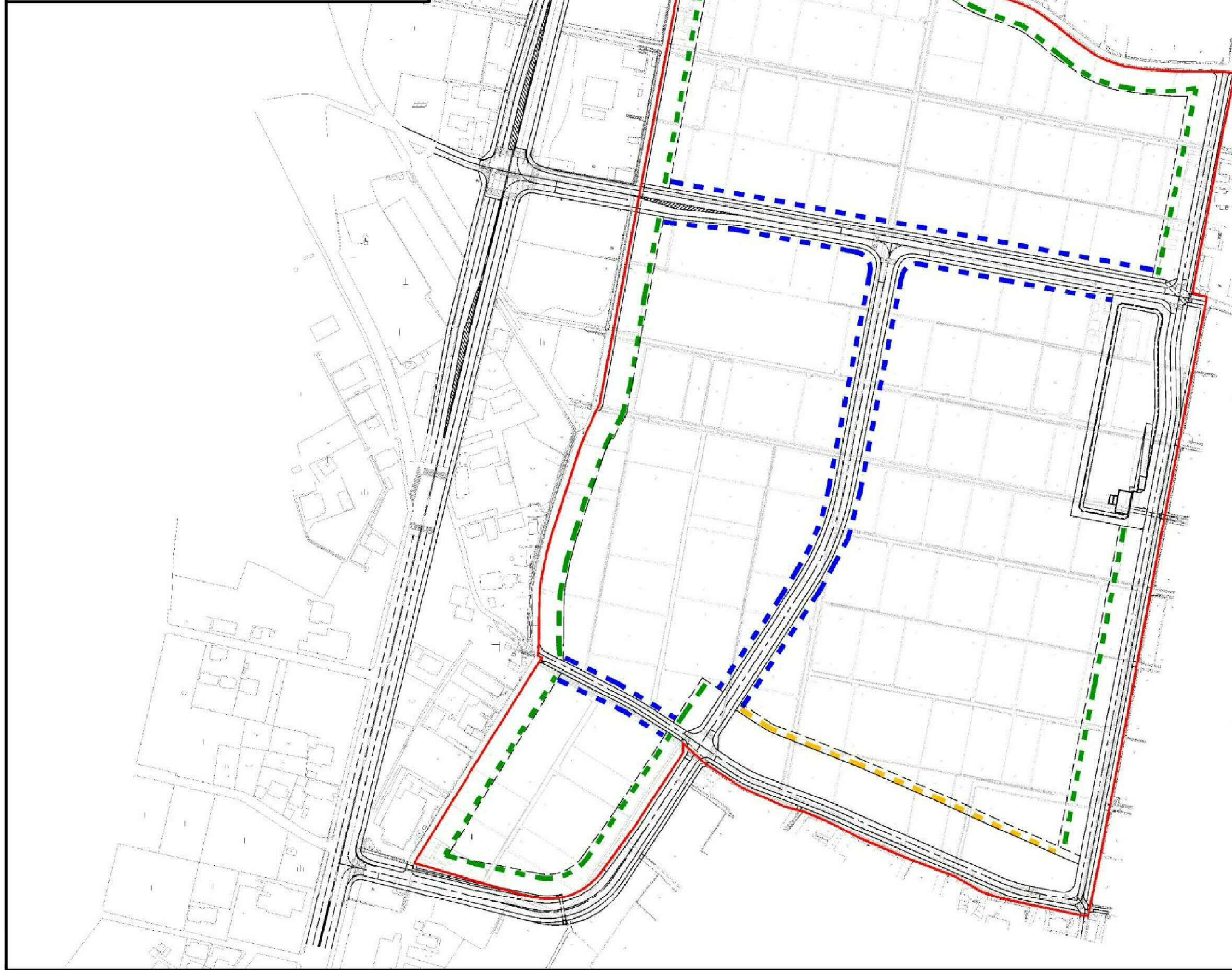
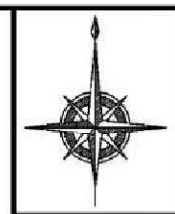


地区計画 地区整備計画図3/3

壁面の位置の制限
垣又はさくの構造の制限
S=1 : 2500 (A3)



壁面の位置の制限	<p>1 計画図に示す1号壁面線における、道路と緩衝緑地帯が接する(水路を挟む場合を含む。)箇所の敷地境界線からの水平距離は、15.0m以上としなければならない。</p> <p>2 計画図に示す2号壁面線における、公園と緩衝緑地帯が接する箇所の敷地境界線からの水平距離は、5.0m以上としなければならない。</p> <p>3 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(地盤面下の部分を除く。)から道路境界線までの水平距離は4.0m以上としなければならない。</p> <p>4 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(地盤面下の部分を除く。)から隣地境界線までの水平距離は2.0m以上としなければならない。</p>
建築物の緑化率の最低限度	20%
垣又はさくの構造の制限	道路及び隣地境界又は緩衝帯及び緑地帯に面するか又はさくの構造は、生垣又は透視可能なフェンスとし、高さは道路の中心面から2.0m以下、基礎等の高さは0.5m以下とする。ただし門柱、門扉又は安全、保安上やむを得ないものを除く。

凡例	
地区計画区域、地区整備計画区域	
壁面の位置の制限	1号壁面線(15.0m以上)
	2号壁面線(5.0m以上)
	壁面線(4.0m以上)

